

戸籍のまど

令和7年10月届出分
※「戸籍のまど」は掲載を希望した人のみ掲載しています。
※行政区は届出日現在で記載しています。

お誕生おめでとう

行政区	氏名	保護者
藤 浜	後 藤 朝陽	隆・奈緒
荒 東	本 間 湊	唯吹・郁海
館 浜	三 浦 颯	優・冴佳
伊里前下	三 浦 大	敏樹・奈々

お 悔 み

行政区	氏名	満年齢
伊里前上	阿 部 すつゑ	99歳
清 水	渡 邊 榮 記	89歳
寺 浜	及 川 とおる 通	74歳
葦 の 浜	阿 部 しんこ	99歳
中 在	小 野 しょういち 鼻 一	91歳
三 区	西 城 よしえ 好 江	71歳
荒 町 上	下 山 えい 栄 喜	72歳
沖 田	佐 藤 せんすけ 千 助	96歳
平 西	菅 原 みさを	97歳
名 足	三 浦 みよこ	86歳
荒 東	遠 藤 とくこ 都久子	84歳
寄 木	畠 山 こういち 孝 市	79歳
泊 浜	阿 部 しょういち 昭 七	93歳
八 区	山 内 しずこ 静 子	94歳
中 央	佐々木 さとし 智	90歳
九 区	山 内 たけよ	97歳
寺 浜	佐 野 とよこ	92歳
旭 ケ 丘	山 内 せつこ	90歳
天王山中央	古 仲 とし のぶ 利 信	79歳
天 王 山	阿 部 とくすけ 徳 助	97歳
旭 ケ 丘	佐 藤 ひろし 宏	72歳
二 区	山 内 むねこ 宗 子	69歳

人口のうごき

10月末現在	男	女	計	世帯数	出生	死亡
前月比	5,505	5,722	11,227	4,386	4	25
	-10	-16	-26	-4	2	2

庄内の風

ホノルル市と友好都市協定を締結

11月3日（ホノルル市現地時間）、庄内町とアメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市は、正式に友好都市協定を締結しました。

締結式典は同日ホノルル市で行われ、両首長と両議会議長による協定書への署名にはじまり、互いの伝統文化を紹介するなど交流も行われ、友好の絆を深める新たなステージが幕を開けました。

20数年前に一人の町民がホノルルに留学したことがきっかけとなり、多くの方々の人脈により友好都市締結に至ったもので、これから文化、教育、スポーツ、産業を始めとする各分野での交流が期待されます。



森里海ネイチャーだより アイナメ「ねう」のお話

12月のこの時期に海中を覗いてみると、黄金色に輝く大きな魚体を目にすることがあります。それは、繁殖期真っ盛り、婚姻色に身を包んだ『アイナメ』のオスです。南三陸町では『ねう』と呼ばれていますが、北海道ではアブラコと呼ばれるなど、地方名がたくさんあります。

アイナメは繁殖期になると、半径5mほどの縄張りをつくり、そこへメスのアイナメを呼び入れて卵を産ませます。最大で10匹ほどのメスから卵を受け取り、最長で2カ月ほど卵を守り続けます(写真は卵を守るアイナメ)。その間に縄張りに入ってくる者は、タコだろうと人だろうと容赦なく噛



みついて攻撃してきます。黄色やオレンジのゴーグルをしているダイバーは特に標的にされやすいですが、なぜだかわかりますか？ そんなこんなで孵化した稚魚たちは大海原へ旅立って行き、翌年の春には10センチ程になって、岸近くへ帰ってきます。最初は小さい彼らも、4年もすれば縄張りを持つ黄色く立派なお父さんアイナメになるのでしょう。

☎ 南三陸町自然環境活用センター ☎25-9703

米寿の顔

〔満87歳（数え88歳）〕を迎えた皆さんを紹介するコーナー！
なお、掲載を希望した人のみ掲載しています。



☎伊里前下
二階堂きくよさん
(昭和13年10月6日)



☎天王山
伊澤 富雄さん
(昭和13年10月6日)



☎泊浜
高橋 隆子さん
(昭和13年10月10日)



☎馬場
三浦 勝男さん
(昭和13年10月10日)



☎一区
遠藤 好一さん
(昭和13年10月17日)



☎荒東
高橋とき子さん
(昭和13年10月18日)



☎中央
阿部たき子さん
(昭和13年10月20日)



☎港
梶原りよ子さん
(昭和13年10月26日)

国民年金だより

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

追 納 制 度 に つ い て

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた人が、その後、経済的に納付が可能となったときなどに、本人の申し出により、免除や猶予された保険料の全部または一部を納付し、将来の老齢基礎年金の年金額を増やすことができる制度です。一部免除を受けた期間は、納付すべき一部保険料が納付されていなければ追納することはできません。

メ リ ッ ト

1年間分追納すると、全額免除の期間であれば老後の年金が年間で約1万円、納付猶予や学生納付特例の期間であれば年間で約2万円（※）増えます。また、追納した保険料は社会保険料控除の対象となります。
※納付猶予や学生納付特例の期間は年金の受給資格期間として計算されますが、追納をしないと年金額には反映されません。

追 納 保 険 料 に つ い て

追納が承認された月の前10年以内の免除等期間について追納が可能です。
免除・納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

申 請 方 法

申請用紙「国民年金保険料 追納申込書」を作成し、年金事務所窓口へ提出または郵送による手続きも可能です。

納 付 方 法

申請書を提出した後、日本年金機構から納付書が届きますので、納付書で保険料を納付してください。

注 意 事 項

- 追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られます。
- 追納申込書を追納期限の直前に提出すると、期限までに追納できなくなる場合がありますので、お早めにご提出ください。
- 保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間のうち、原則古い期間の分から納めてください。ただし、免除の期間と納付猶予・学生納付特例の期間がどちらもある人は、納付する順序について年金事務所にご相談ください。
- 老齢基礎年金を受け取ることができる人は、追納できませんのでご注意ください。

☎ 日本年金機構 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115